

第13回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会

○場所：オンライン会議

○出席者：

委員

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構 准教授
池本 美香 株式会社日本総合研究所 上席主任研究員
植木 信一 新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
小野 さとみ 特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会 金井学童保育クラブ
施設責任者兼放課後児童支援員
柏女 霊峰 淑徳大学 総合福祉学部 教授
金藤 ふゆ子 文教大学 人間科学部 教授
光真坊 浩史 一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
清水 将之 淑徳大学短期大学部 こども学科 准教授
鈴木 安由美 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 課長
鈴木 克昌 調布市子ども生活部児童青少年課 課長
田中 弘樹 砥部町子育て支援課 課長
水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事
山田 和江 学童クラブ「清明っ子」代表兼放課後児童支援員

オブザーバー

内閣官房こども家庭庁設立準備室 山口正行内閣参事官
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室 郷家康德室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 栗原正明
室長

ヒアリング出席者

松戸市子ども部子育て支援課課長補佐 市江 伊知郎
社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市立ゆずのき学童クラブ 中島 悦子

事務局

里平子育て支援課長
佐藤子育て支援課健全育成推進室室長補佐
阿南児童健全育成専門官

○議題

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 「新・放課後子ども総合プラン」における「一体型」の推進について
- (3) インクルージョンの推進について
- (4) その他

○配付資料

- 資料 1 参考人提出資料
- 資料 2 「新・放課後子ども総合プラン」における「一体型」の推進について
- 資料 3 文部科学省提出資料
- 資料 4 インクルージョンの推進について
- 資料 5 これまでの議論（第11、12回）における主な発言要旨
- 資料 6 委員提出資料（金藤委員）
- 参考資料 1 委員名簿
- 参考資料 2 「新・放課後子ども総合プランについて」（通知）
- 参考資料 3 障害児支援について

○佐藤補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第13回「放課後児童対策に関する専門委員会」を開催いたしたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

出席状況ですけれども、本日は、山野委員が遅れておりまして、それ以外の皆様は出席となっております。

オブザーバーにつきましては、前回同様に、内閣官房こども家庭庁設立準備室から山口参事官、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から郷室長、同じく大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課から早田課長補佐、また、厚生労働省障害保健福祉部障害保健福祉課障害児・発達障害者支援室から栗原室長に御出席いただいております。

また、本日はウェブ会議での開催となっておりますけれども、御協力ありがとうございます。

御発言をいただく際には挙手をお願いいたします。指名の後、ミュートを解除の上、御発言いただければと思います。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

今回の委員会は、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。

なお、本委員会では、これ以降の録音・録画は禁止させていただきたいと思っておりますので、

傍聴されている方はよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日は、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進とインクルージョンの推進につきまして、自治体の担当者や事業者の皆様から直接御意見をいただく場を設けさせていただいておりますので、ここで、参考人として御出席の方の御紹介をさせていただきます。

まず、千葉県松戸市子ども部子育て支援課長の村上陽子様、同じく課長補佐の市江伊知郎様でございます。

続きまして、社会福祉法人調布市社会福祉事業団調布市立ゆずのき学童クラブの統括管理者の中島悦子様。

後ほど説明していただく時間を取っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。柏女委員長、よろしくお願ひいたします。

○柏女委員長 改めまして、皆様こんにちは。時間外の時間にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

この専門委員会も3回目になりました。今日は、今、佐藤補佐からお話がありましたように、一体型の推進とインクルージョン、この2つについて議論をしていく形になります。そのため、お二方からヒアリングをさせていただくという予定になっております。村上様、中島様、さらには鈴木委員。鈴木委員は委員として御参加ですけれども、お忙しいところお集まりいただきまして、また、ヒアリングを頂戴することになりまして、本当にありがとうございました。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、早速議事に入っていきたいと思いますが、まずは、配付資料の確認について、事務局からお願ひをしたいと思います。

○佐藤補佐 本日配付しております資料について、確認させていただきます。

資料が6点、

資料1が「参考人提出資料」として、資料1-1、資料1-2とございます。

資料2が「新・放課後子ども総合プランにおける一体型の推進について」。

資料3が「文部科学省提出資料」。

資料4が「インクルージョンの推進について」。

資料5が「これまでの議論における主な発言要旨」をまとめたもの。

資料6が「委員提出資料」、こちらは金藤委員からお預かりしております。

このほか、参考資料が3点ございます。

以上です。不足ございましたら、大変お手数ですけれども、メールで送付させていただいている資料を御覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○柏女委員長 ありがとうございます。随時御確認をいただきまして、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、今日は、今申し上げましたように、一体型が一つのテーマとなっております。

最初にそちらのほうから進めていきたいと思いますが、今、事務局から御説明をいただいたところですが、議事の1と2ですね。関係者からのヒアリング、そして、一体型の推進について、ここを一緒に進めていきたいと思っています。そして、その後、また、関係者からのヒアリングと、それから、インクルージョンの推進について、それぞれ大体1時間ぐらいずつをめどに進めていきたいと思っています。

まずは、事務局から、あるいは文部科学省から、一体型についての御説明をいただき、その後、御紹介をさせていただきました地方自治体の参考人から15分の話提供、そして、一体型の実施についての御意見を頂戴したいと思っています。その後、委員の皆様方から質疑応答を10分程度、そして、委員の議論の時間を15分ほど取らせていただこうかと思っています。これで大体1時間という形になりますので、同じような形でインクルージョンについても進めていければと思っておりますが、このような流れでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女委員長 ありがとうございます。

2つのテーマを一緒に議論するにはちょっと離れ過ぎておりますので、このような形にさせていただきました。

それでは、事務局から、まずは御用意いただいた資料を基に御説明をお願いいたします。

○里平課長 子育て支援課長の里平でございます。

では、資料2について御説明させていただきます。

まずは、資料2の「『新・放課後子ども総合プラン』における『一体型』の推進について」でございます。

2ページをお開きください。「新・放課後子ども総合プラン」においては、全ての小学校区で両事業を一体的に、また、連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上を実施することを目指しております。ここで言う「一体型」とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で、両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が、放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものとしております。

現在の状況ですが、下表から4行目になります。当課が行っている実施調査によりますと、年々増加傾向にありますものの、令和3年5月1日現在の数字として、5,885か所となっております。

3ページを開いていただいてよろしいでしょうか。実施状況調査を少し詳細にしたものでございます。

同一小学校内で放課後子供教室が実施されているクラブは、約1万4000クラブとなっております。全体の約半数となっております。そのうち、両事業が連携しているクラブ数は9,490クラブでございます。そのうち、同一小学校内で行われているクラブは、約6,000クラブとなっております。現在、小学校で実施されているクラブが約1万4000か所ありますが、そのうち、一体型として実施されているのは、その約4割にとどまっていると。さら

なる推進が求められているという状況でございます。

次に4ページをお開きください。

一体型の実施状況につきまして、これまで調査研究を行ってきました。まず、令和2年度の調査結果です。一体型への参加方法、その効果・課題について調査を行いました。

参加方法については、時間帯を限定して一体的に交流等を行っているクラブが全体の7割を占め、効果としては、多くのクラブで、「子どもの生活・学習の体験を広げることができた」と感じられており、一方、活動場所、責任の範囲、人員の不足といった課題が掲げられております。

5ページをお開きください。続いて、令和3年度の調査結果です。

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携状況等について調査しています。まず、自治体の取組についてですが。一体型が進んでいる自治体では、自治体が積極的に連携推進に取り組んでいる傾向が見られる一方、連携について、運営事業者に任せている自治体においては、一体型が進んでいないという状況が分かります。また、各自治体が行っている両事業の一体型や連携を推進するための取組みについては、事業内容の周知、研修が掲げられております。

6ページを御覧ください。

こちらと同じ調査からですが、連携や一体型を推進していない理由を聞いています。利用者から連携を望む声が聞かれないためという意見がありましたが、両事業間の責任の範囲の問題、職員の不足が主な理由として挙げられております。また、令和2年度の調査と同様に、一体型の推進に当たっては、自治体内における福祉部局、教育部局間の両事業間の調整と責任の範囲、安全管理について、課題と感じている状況が見受けられます。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、文部科学省さん、お願いしてもよろしいでしょうか。

○郷家文部科学省室長 文部科学省の郷家でございます。よろしく申し上げます。

資料3を御覧いただければと思います。

私からは、まず、「新・放課後子ども総合プラン」におけます放課後子供教室の趣旨・役割につきまして、いま一度確認させていただきました上で、公立学校における余裕教室の活用状況、そして、児童クラブと学校との連携を推進する方策として、コミュニティ・スクールにつきまして御説明したいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、1ページ目を御覧いただければと思います。真ん中のところの「取組の現状」を御覧ください。放課後子供教室につきましては、多くの地域の方々の参画によりまして、児童クラブのこどもを含めた全てのこどもを対象として、学習支援、多様なプログラムを提供する社会教育事業として位置づけています。

放課後子供教室と言えるためには、ポイントは2つありまして、1つは、多くの地域の方々が参画をする。そして、もう一つが多様で魅力ある教育プログラムを提供するという

ことでございます。

まず1点目の多くの地域の方々の参画につきましては、放課後子供教室は社会教育の事業でありますので、地域の大人の方々が日々の学びの成果あるいは生涯学習の成果を活用する、そういう場でございます。そういう大人同士の交流を通じた、その学びを通じた地域力の強化とか、地域コミュニティづくりに資することを目的とした事業でございます。

したがって、我々は、これを地域学校協働活動と言って補助金を出しているのですが、その効果測定の指標としましては、地域住民が参画することとしています。令和3年は大体902万人ぐらいいるのですけれども、地域住民がその活動にどれだけ参画したかということをもってこの事業の効果を測っているということでございます。こうした目的を有する放課後子供教室でございますので、その教室に参画する者は地域住民の方々になります。地域のコーディネーターが中心となって、地域の多くの方々に声をかける。そして、地域の教育資源を活用して、地域総ぐるみで実施していく。

同趣旨に鑑みまして、資料のところ、令和4年度予算でございますけれども、放課後子供教室に参画する者につきましては、無償あるいは謝金という対応になっておりまして、雇用職員による児童クラブとは予算の額で2桁ほど違いがあるということになっております。

2ページを御覧いただければと思います。両事業の違いをまとめているところでございますけれども、放課後子供教室は、地域の方々がそれぞれの得意分野を持ち寄りまして、こどもたちの学びを広げたり、深めたり、補助学習とか化学実験とか、あるいは郷土学習、自然体験、こういったこどもたちにとって魅力的なプログラムを提供するものでございます。この企画や準備を考えますと、週1～2日が実施の標準であると我々は捉えていまして、それで、国は予算を積算しているということでございます。それ以外の日は、例えばこどもたちは公園で遊んだり、あるいは家庭で過ごすことを想定して多様な放課後を過ごしてもらうという形で設計をしているということでございます。

3ページを御覧いただければと思います。

文部科学省におきましては、放課後子供教室を含めまして、地域の方々が学校と協働して行う活動のことを「地域学校協働活動」として、社会教育法に位置づけています。地域学校協働活動は、ここにありますが、登下校の見守り、安全確保とか、本の読み聞かせとか、あるいは家庭教育支援とか、地域の方々による学校に関わる様々な活動がありまして、その中の1つとしての放課後子供教室でありますので、数ある地域と学校の協働活動の1つと位置づけております。

社会教育法では、地域学校協働活動を地域住民の積極的な参画を得て実施するということが市町村の教育委員会に求めておりますので、この地域学校協働活動の一環である放課後子供教室につきましても、地域と関係ない法人とかに事業を全部委託したり、学校と連携しないというようなことについては、地域学校協働活動と言うのは難しいのかなと考えております。

その上で、一体型の定義をもう一度見てみますと、同一小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものとされておりますので、児童クラブにいたこどもがわざわざ放課後子供教室の活動に参加するというのは、そこに魅力的な活動プログラムがないといけないと考えております。そういう意味で一体型の考え方ですけれども、放課後子供教室を児童クラブと同じ日数開設するとか、あるいは運営を同一にするということが、さきの定義にあるものではなくて、実施主体である教育委員会が、地域の方々が参画する多様で魅力的な教育プログラムの充実に努めていただきたい。その上で、その一体的な取組を進めていただきたいと思っておりますのでございます。

4 ページ目を御覧いただければと思います。公立学校における余裕教室の活用状況でございます。

余裕教室ということで※がございますけれども、「余裕教室」は、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室と定義をしております。今、空いているからといって、そこが余裕教室ではなくて、今後5年間で使われないと思われる普通教室のことを指しております。

令和3年5月現在ですけれども、全国の公立小中学校の余裕教室は7万3247の教室がございます。そのうち、既に98.7%が活用されているという実態がありまして、どのように活用されているかというのが右側のグラフの中にあるのですけれども、当該学校施設の活用が6万9257室で、95.8%が学校教育の用として用いられている。具体的には、学習方法、指導方法の多様化に対応したスペースとか、通級指導のための教室とか、日本語指導のための教室、心の教室ということで、多方面で活用されている。また、学校施設以外での活用につきましては、2,801室、3.9%で、この利用形態として最も多いのが放課後児童クラブで72.8%を占めているということでございます。

この利用のことについて、児童クラブの側から利用を進めるべきだという声はあると思うのですけれども、学校教育法の中では、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育、その他公共のために利用させることができるとなっておりまして、学校教育上支障のない限りという規定がございます。現在、学校では、小学校で35人学級の実施とか、新しい教育課程への対応とか、生徒指導、特別支援の教育等々課題が山積しておりまして、余裕教室の学校教育以外の利用というところがなかなか難しいという状況がございます。

写真は青森市の例で、こういった自治体の場合とは異なり、待機児童がいる、児童の急増地域につきましては、なかなか余裕教室自体がないという状況がございます。文部科学省としては、その次の施策として、学校施設の利用を進めるために、午前中は授業として行っている視聴覚室とか音楽室、いわゆる特別教室の一時利用を促しているというところでもあります。

ただ一方で、一時利用につきましては、日ごとに場所が変わるということで、生活の場を一番重視しなければいけない放課後児童クラブの安定利用ができないという懸念がそこ

にございまして、本質的には学校利用のみならず、この委員会の中間取りまとめでもございましたけれども、児童館あるいは社会教育施設等の資源の活用も含めていくという柔軟な対応もこれからは考えていかなければいけないのではないかと考えております。

5 ページ目を御覧いただければと思います。

最後に、児童クラブの側からの学校とのコミュニケーションの課題をよく声として聞きますけれども、学校利用の推進のためには、児童クラブと学校との理解を促進することが重要でありますので、学校側と情報を共有して、意見・要望が言える場が必要なのかなと思います。この点、現在、文部科学省におきましては、コミュニティ・スクールを推進しております。導入を進めております。

コミュニティ・スクールというのは、ここの絵にもありますけれども、学校運営とか、学校運営に必要な支援に関する協議を行う学校運営協議会を置く学校のことを言います。この学校運営協議会では、例えば余裕教室も含めまして、学校施設の利用状況を含む毎年の学校評価なども、関係者評価として実施をしております。全国で95%近く実施しております。学校における改善点などを議論しまして、学校に関わる課題を地域住民と一緒に解決していくというプラットフォームを進めているところであります。

この下に、地域学校協働活動がありまして、この中に、右側の黒ゴシックがございまして、放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室）が位置づいています。学校と連携・協働して活動しておりますので、児童クラブと一体型で行うことによって、その時点で学校側に要望も伝わってくるということもありますし、この地域学校協働活動推進員というつなぐ役割の方々にもそれを伝えて、要望を伝えていくということもできます。さらには、学校運営協議会の中に放課後児童クラブの関係者が入ってもらうという形で協議をしてもらうという実践的にやっていくというやり方もあると考えております。

6 ページを御覧いただきたいと思います。

現在、コミュニティ・スクールの導入状況ですけれども、全国で1万5221校でございまして。全国の学校のうちの42.9%がコミュニティ・スクールを導入しております。今回のターゲットでございましては、既に、2校に1校入ってしまっていて、そう遠くないうちに全ての学校に導入されると思います。そういう中でコミュニティ・スクールの活用を考えていってほしいのですが、最後に7ページでございまして。

これは、「放課後児童クラブの関係者を含めた地域と学校の連携・協働体制を構築している事例」ということで、八王子市の例でございまして。

八王子市は、全ての公立小学校でコミュニティ・スクールを導入してございまして、この場合は、児童クラブの施設長が学校運営協議会の委員となったことで、当時の児童クラブの学校施設内への移設、一体型を進めるために移設を検討していた中で、重要な協議議題になりました。その協議の結果、スムーズに学校施設内に児童クラブが移転できたという例でございまして。また、その場には、放課後子供教室に従事する地域住民の方も委員となっておりますので、そこで情報の共有も図られているということでございまして。学校施設

の管理運営上の問題とか、取り決めとか、学校施設の利用につきましては、学校とのコミュニケーションの問題であります。連携は困難ということをよく聞くのですけれども、文部科学省としては、このような制度を全国に広めておりますので、ぜひ、具体的な仕掛けとしてもコミュニティ・スクールの活用を考えていただければと思います。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

それではお待たせいたしました。参考人の方の御意見も伺っていきたいと思います。

千葉県松戸市子ども部子育て支援課の村上課長様、市江課長補佐様から、御説明をお願いいたします。恐縮ですが、15分程度で御報告をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○市江課長補佐 松戸市の子育て支援課課長補佐の市江と申します。よろしくお願ひいたします。

資料1-1「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の取組み」に沿って御説明させていただきます。

1 ページ御覧ください。まず、松戸市の概要を簡単に御説明します。

人口は、今年の8月末現在49万7082人です。人口推移としましては、年平均0.3%増加しておりまして、平成30年に49万人台に達しています。千葉県内では、千葉市、船橋市に次いで人口が多くなっております。

公立の小学校は45校あり、児童数は、5月1日現在2万5554人でございます。放課後子供教室を本市では、放課後KIDSルームと名づけておりますので、この場でも、放課後KIDSルームと呼称させていただきますが、放課後児童クラブと放課後KIDSルームは、小学校全校に設置しております。放課後KIDSルームの設置につきまして、初めて設置をいたしましたのは平成22年に3か所開設いたしました。その後も年に3か所ずつ開設をしてきたのですが、近年、設置をしていない小学校の保護者などからの要望が多くなってきましたので、開設に力を入れまして、令和2年度に10か所、令和3年度に8か所開設して、全校に設置が完了いたしました。

放課後児童クラブの在籍児童数は、5月1日現在4,627人で、小学校児童の約2割が在籍しております。また、放課後KIDSルームの登録児童数は2,449人で、小学校児童の約1割が登録しております。

2 ページを御覧ください。

本市は、子ども・子育て施策に非常に力を入れておりまして、子ども関連施設の充実を推進しております。放課後児童クラブも重要施策の1つとして位置づけて、運営の質の向上を目標として事業を進めております。

3 ページをお願いいたします。次に、松戸市の放課後子供教室の運営状況について御説明いたします。

事業内容でございますが、放課後等に学校の図書室などを利用して、宿題等の学習や読

書、体験活動を行うことができる場所を提供するものでございます。

事業形態は、委託事業で、14者の運営事業者へ委託しております。その事業者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により決定しております。社会福祉法人が5者、NPO法人が6者、株式会社が3者でございます。

また、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの事業者が同一のところ、45か所中36か所となっております。

次に、利用対象となりますが、放課後KIDSルームを利用できるのは、全学年の小学生で、図書室など小学校の余裕教室で実施しております。実施日時は、週に4～5日、授業のある日は放課後から16時半ほどまで、夏休みなど学校の長期休業中は、8時半～16時半までの間で、3.5時間～8時間となり、午前中または一日の実施をしております。実施場所によって日時が異なっております。利用料金は、月額500円で、児童の保険料や体験活動などで実施する材料費などの実費分として金額設定しております。

最後に、職員の配置についてですが、スタッフは2名以上で、登録児童数などによって配置数の増減があります。

なお、一体型の放課後KIDSルームにつきましては、スタッフは常時3名以上の配置としております。

また、スタッフにつきましては、学習の対応ができるように、放課後KIDSルームごとに配置数の半数以上を教員免許取得者または塾講師経験者を配置するようにしております。

4ページをお願いいたします。次に、放課後KIDSルーム登録児童数の推移でございます。

新規開設に合わせて登録数が増加しております。登録率も年々増加しております。なお、2年度は数値が低くなっていて、この要因は新型コロナウイルスのまん延によって年度当初から6月まで休室期間があったので、事業の周知が不十分であったことや感染リスクを懸念し、登録を避けた家庭があったからではないかと思われれます。

5ページをお願いいたします。次に、一体型実施プログラムの実例を御紹介いたします。

こちらは、八ヶ崎第二小学校内で開設している放課後KIDSルームにおきまして、令和3年度の夏休み期間中に書道教室を実施いたしました。プログラムの目的は、正しい文字の書き方を学んで、伝統文化を体験することとなります。参加児童数は、1日の平均で40名以上、そのうち放課後児童クラブからの児童が30名ほどおりました。

プログラムの実施に当たりましては、学区内の地域で書道教室を開いている講師の方に来ていただいて、6日間の連続プログラムを組みました。時間帯は10時～12時で、2時間の開催となっております。連続プログラムということで、毎日習うことを介して少しずつ習得していった、最終的に課題を完成させるという流れになっております。

具体的には、書道ですので、硬筆のときには文字の成り立ち、注意点を拾ったり、消しゴムを使わずに書ける練習をする日など、毛筆のときには、筆の扱い方や力の入れ方もあって、止め、はねの練習をする日だったり、文字の大きさ、バランスに注意して書く練習をするなどとしております。最終的には、完成した作品を書道展やボールペン字大賞へ出

品をいたしました。

プログラムに対する感想といたしましては、児童からは「習字をもっと習いたい、もっとやりたい」という声もあったり、保護者からは「初めての経験で、興味深く取り組めた」という声があたり、好評な意見がございました。

このプログラムのほかに、これまでに実施したものとしましては、前年度に漢字検定対策講座、工作、理科実験などを実施しております。また、今年度は、華道教室、暑中お見舞いの作成などを実施しております。

6ページをお願いいたします。最後に、一体型の実施による効果と課題について御説明いたします。

まず、効果ですが、1点目が、所属の異なる児童が交流できる場を提供できるということです。交流によって新しい友達ができたり、ふだん会えない友達と会えたり、友達と楽しんで交流している様子があつて、日頃と違う人間関係の場となっております。

2点目といたしまして、放課後児童クラブの児童にとって、多様で貴重な体験ができるということです。

課題を何点か挙げさせていただいております。

1つ目は、全年齢を網羅するような企画立案に悩むということで、放課後KIDSルームのコーディネーターが企画を立てたり、スタッフが提案した企画を取りまとめたりしているのですが、低学年にとっては難しかったり、高学年にとっては幼稚だと感じてしまわないような配慮をした企画を立てることが難しい場合があります。

2つ目が、場所の確保が難しいということです。場所選びをする上で、多くの児童に参加してもらうため、十分な広さを確保する必要があつて、また、児童の動線を考えたときに、スムーズに安全な移動ができる場所を確保することが容易ではないという状況があります。

3つ目ですが、スタッフの準備時間が取りづらい状況があります。プログラムの企画が決まったら、スタッフが必要な材料をそろえたり、スケジュールなどの段取りを詰めなければならないのですが、通常業務をこなしながらだと、なかなか時間がつくれない状況があります。

4つ目は、事業者間の関係性ですが、放課後児童クラブと放課後KIDSルームが違う事業者の場合、まず関係性を構築するところから始めます。プログラムの企画段階で、日時の設定や対応する職員・スタッフ、行き帰りの動線など、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの間で多くの調整が必要となります。そのため、事業者間で良好な関係を築くことは必須となって、事業者が同一のほうが一体型を進めやすいと感じております。

5つ目は、プログラムに参加しない児童の対応に苦慮するというところで、場所や企画内容によって、プログラムに参加しない放課後児童クラブ・放課後KIDSルームそれぞれの児童について、クラブやKIDSルームの活動の場所でプログラムを実施する場合には、不参加の児童の居場所を別で用意したり、活動を制限しなければならなくなったりしております。

また、放課後児童クラブ、放課後KIDSルームそれぞれの職員がプログラムに参加するため、その日はふだんより多くの職員の配置が必要になります。

課題を幾つか挙げさせていただきましたが、一番大きな課題は、居場所の確保だと考えております。場所の広さや位置によって、企画内容や参加人数が決まってしまうため重要であり、現在は学校の協力を得て場所をお借りしています。

終りに、本市の方針といたしまして、現在、36校で実施している放課後児童クラブと放課後KIDSルームの一体型の取り組みにつきまして、今後は、全校で実施できるよう拡大し、内容についても充実をしながら推進していきたいと考えております。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○柏女委員長 ありがとうございました。

貴重な実践について、コンパクトに御説明いただきまして、本当にありがとうございました。

これまでの説明を受けまして、委員の皆様方から御質問等がございましたら、画面上で挙手いただくか、システムの挙手ボタンでお願いいたします。私から指名をさせていただきますので、その際にはミュートを外していただければと思います。もし、私や事務局で挙手に気がつかない場合には、お声がけをいただければと思います。なお、発言される委員は氏名を名乗っていただいて、質問の場合はどちらの方に対する質問であるかを告げていただいた上で御発言をいただきますようお願いをしたいと思います。10分弱ぐらいの時間を取らせていただいて、その後、意見交換の時間を15分ぐらい取らせていただこうと思っております。よろしくお願いたします。

植木委員、お願いたします。

○植木委員 植木でございます。よろしくお願いたします。

松戸市さんに1つお聞きをしたいと思っております。

これらの一体型の事業を進める前と進めた後における地域との関わり、特に放課後児童健全育成事業と地域との関わりみたいなことも含めて、具体的にどのように変化があったかということをもう少し具体的なものがあればお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市江課長補佐 ありがとうございます。

もともとは放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブでも、地域の方を招いて、読み聞かせとかそういった関係性はあったのですけれども、この一体型を進めるに当たって、定期的に、また、多くの機会に貴重な体験ができるということで、そういった変化があったと感じております。

以上です。

○柏女委員長 植木さん、重ねて。

○植木委員 ありがとうございました。

一体型は多くの地域の方々の参加によって地域交流が進むのだということが事例からも

よく分かりました。特に、放課後児童健全育成事業の場合は、地域住民との関わりというところで、これまでなかなか進めにくいとも一方では言われておりましたので、これは一体型の推進によって、地域の社会資源としての認知度とか価値が高まるのではないかなということを感じました。

一方で、放課後子供教室との両事業を実施することが原則であることとか、放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるということも一方では指摘されておりますので、両事業を統合して一体化するということではなくて、あくまで両事業の特性を生かしながら連携をしていくことが、こどもの最善の利益につながるのではないかなということを感じました。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

清水委員、お願いいたします。

○清水委員 清水です。御発表どうもありがとうございました。

幾つか具体的にお聞きできればと思います。委託事業の総額はどのぐらいの規模なのかということ。そして、委託事業の選定に当たって、公募プロポーザルということですが、これは市内の法人、あるいは県内あるいはそれ以外のところなのか。委託した放課後子供教室のスタッフについて。給与がどの程度、あるいは謝金がどの程度発生しているのかどうかということ、だいたいの数字で結構です。お教えいただければと思います。

○柏女委員長 お願いいたします。

○市江課長補佐 ありがとうございます。

まず予算のほうですけれども、令和3年度の歳出で2億5000万ほどの予算となっております。

次にプロポーザルの件ですけれども、こちらについては、特に市内に限定するわけではなくて、広くホームページで公募しております。

以上でございます。

○柏女委員長 では、重ねてお願いします。

○清水委員 委託した放課後子供教室のスタッフの給与の額、あるいは謝金の額はどの程度になりますでしょうか。

○市江課長補佐 委託料の中の積算なので、直接的にスタッフに支払われているわけではないですけれども、一応うちの積算では、時給1,300円ほどで積算しております。

以上です。

○清水委員 どうもありがとうございます。

時給として、約千円というところになるかなと思いますが、逆に、委託をする前に、完全に地域の方にお委ねするというのはなかなか難しいということになりますでしょうか。委託事業という形を取られるという点について実情をお伺いできればと思います。

○市江課長補佐 ありがとうございます。

事業者等に説明したときに、平成22年から委託ということで開始させていただいて、実際に、ごめんなさい、私もそのときに担当していたわけではないので、なぜ委託を選択したかというところはちょっと分かりかねます。申し訳ありません。

以上です。

○清水委員 どうもありがとうございました。お答えしづらい質問もしてしまいまして、大変失礼いたしました。

どうもありがとうございました。以上です。

○柏女委員長 御質問と併せて御意見も頂戴していきましょうか。15分ほどで、どなたでも結構です。

安部委員、お願いします。それから、水野さんですね。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。文部科学省さんに2つと、松戸市さんに2つお伺いしたいことがあります。

まず、文部科学省さんにですけれども、先ほど、御説明の中で、大人の学びの成果を活用しているということで、非常に素晴らしいなと思って伺っていたのですけれども、全てのこどもが参加可能というのを何度か繰り返されていたと思うのですが、こどもが参加するのではなくて、こどもも一緒にこれをやりたいというのを実現していくような例はあるのかどうか。あるとしたら、それはデータとしてどういうふうに集約されているのかというのを教えてください。

2点目が、今の質問と関連するのですけれども、放課後子供教室を担っている地域の方たちへの研修です。研修はやっていらっしゃると思いますが、同じように、こども参加やこどもの権利に関する内容の研修をどの程度やっていらっしゃるか、データがあれば教えてください。

それから、松戸市さんにも2つ質問です。

書道教室とても楽しそうだったなと思って伺っていたのですけれども、先ほど文部科学省さんへの質問と似ているのですが、松戸市さんの一体型の中では、こどもが企画して、地域の人材を活用して、一緒に何かするようなプログラムはあるのかどうかというのを教えてください。

もう一点は、先ほどと同じで、こどもの権利やこども参加に関する研修というのがあるのか。先ほど課題のところでも、なかなか企画立案に悩むとかということがありましたので、このあたりを教えてください。

以上です。

○柏女委員長 先に、文部科学省さんお願いいたします。

○郷家文部科学省室長 安部委員、ありがとうございます。

2点ございましたけれども、まず、データとして今すぐお見せするものはないのですが、我々は、生涯学習、社会教育の事業としてこれを行っております。そして、地域で大人と

こどもとの交流というところをポイントにしておりますので、当然、その中で我々、サポーターとか、あるいはコーディネーターという人たちを謝金で配置しています。その中で、こどもたちの思いとかいうものを酌み取って、事業あるいはどういうものを提供すればいいかということを考えております。その中で、先ほど申した地域学校協働活動推進員とかコーディネーターに対する研修はどの市町村でも行うように、あるいは都道府県で行うように、こちらのほうからもいろいろ資料提供とか助言をしているところでございます。

以上でございます。

○柏女委員長 では、松戸市さんお願いします。

○市江課長補佐 1点目の児童の企画ということですがけれども、実際にプログラムをやった後の児童から聞いた感想とか、そういった御意見をもとに新しい企画を考えたりすることはあり得るのですけれども、直接児童にどんな企画がいいかなと聞いているのは特にございません。

次に2点目の研修ですがけれども、児童クラブについては、市の主催だったり、研修はやっているわけですがけれども、放課後子供教室につきましては、県でやっていただいている研修に参加させていただいているような状況でございます。

以上です。

○柏女委員長 では、重ねて安部委員お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。

今のお二人のお答えをもとに、資料の中に、「新・放課後子ども総合プラン」について通知があるかなと思います。この1ページから2ページにかけて、児童の権利に関する条約第3条に示されたこどもの最善の利益をいかに実現していくか。児童福祉事業である放課後児童クラブに限らず、放課後児童対策全般に強く求められているというのがあるように、放課後子供教室においても、あるいは一体型においても、こどもが単なるプログラムの対象となるのではなくて、こどもとともに考えて最善の利益を保障していくことが必要だと感じています。現場では、気持ちを酌み取りながら一生懸命やってくださっていると思うのですけれども、それをいかに仕組みに落とし込んでいくか。研修等も含めて考えていく必要があると考えます。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。大切な御指摘だと思いました。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 育成財団、水野と申します。よろしくをお願いいたします。

松戸市さんにお聞きいたします。放課後児童クラブ在籍数及び放課後KIDSルーム登録児童にある程度どのような学年のお子さんがここに登録されているのかというのが1点聞きたいことです。

もう一点です。課題のところ場所ということがございましたけれども、この場所につきましては、日々やることによって、場所が学校内で様々かわるのでしょうか。それとも、

ほぼ決められた教室ということで設定がされているのでしょうか。

2点お願いいたします。

○市江課長補佐 まず、人数のところですね。放課後児童クラブにつきましては、1年生が1,460人、2年生が1,210人、3年生が940人、4年生が562人、5年生が約300人、6年生が130人となっております。

もう一つは放課後子供教室になりますが、1年生が638人、2年生が751人、3年生が550人、4年生が320人、5年生が140人、6年生が40人ちょっとという形で、いずれも低学年のほうがやはり登録率が高い状況でございます。

場所につきましては、企画の内容だったり、あとは学校さんの行事が入ってない時間帯、場所だったりするので、あまり固定的なものではございません。

以上でございます。

○水野委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょう。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 私からは、文部科学省さんにお伺いしたいのですが、先ほど放課後子供教室の御説明を改めて伺って、私は例えば世田谷区などで全児童という形で放課後児童クラブと一体的にやっているものも、放課後子供教室の中でやっているものなのかと思っていたのですが、ああいう毎日やっていて、遊び場として開放しているものは、今お話あった住民のボランティアとか、週1日か2日体験などのプログラムというところでは、今お話を聞くと比べるとちょっとずれているような気がするのですが、それについてはどういうふうに、放課後子供教室というふうに言っているのか。すみません、松戸市さんも、委託ということで、株式会社というお話もあって、それとさっきの地域住民のという定義と、すみません。松戸市さんのようなものも、文部科学省さんの定義の放課後子供教室というふうに考えてよろしいのか。

あと、松戸市さんが、毎日やっていて、そのうちに書道教室が入るといって、そういうやり方で、KIDSルーム自体を放課後子供教室という理解でいいのか。すみません。ちょっとごちゃごちゃになってしまったので、そこを御説明いただきたいことと。

もう一つは、先ほどコミュニティ・スクールのところで、評価を行っているというお話がちらっとあったのですが、私自身もいろいろ各学校でやっているとは思いますが、実際、本当に住民のために効果的に行われているかということとをきちんと評価するということが必要ではないかと思って、少し調べましたら、10年以上前になってしまうのですが、学校施設の在り方についても別途評価をすべきで、それが住民のためとか、効果的に使われているかとか、あと、こどもの満足度が高いかとか、そういう評価をすべきではないかというような報告書も拝見したのですが、こういった学校施設を、学校だけでなく、いろいろなところで使っていくという施設の使い方や運営の在り方につ

いての評価というのは、今、実態どういうふうに行われているのかをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○柏女委員長 まず、文部科学省さんをお願いします。続きまして、それに関連して御質問のあった松戸市さん、お願いいたします。

○郷家文部科学省室長 池本委員、重要な御指摘ありがとうございます。

池本委員が御疑問に思っていることは、まさにそのとおりかと思えます。我々としては、従来からずっと地域住民の参画によるもの、そして、そのプログラムをつくって、プログラムを実施するものとしております。ですので、先にルームがあって、部屋があって、ここにあるときだけプログラムを行うというのではなくて、プログラムをやるために集まってくるということでもありますので、その居場所をつくるための事業をしているというのではなくて、プログラムを実施するということでもありますので、それはもしかしたら、松戸市さんなりほかの自治体さん、世田谷区さんもわかりませんが、先に居場所というのがそれぞれ事業としてあって、そこにプログラムを加味しているというふうに捉えているのかなと思えます。そこは松戸市さんにも状況を聞いていただければと思います。

第2点の評価の話でございますけれども、事前に平成21年頃の情報をいただいておりますけれども、これにつきましては、基本的には学校施設の評価も含めて学校評価でやっていただきたいという形のものとして出しております。ですので、今、学校評価の中で、学校評価は、例えば教育課程とか生徒指導とかいろいろなものがありますが、その中で学校施設の利用状況（余裕教室とか特別教室の利用状況）も学校評価ガイドラインとして文部科学省として出していて、それを各自治体が学校評価するときに、それを加味して、そこも評価しているかどうかとなります。

ただ問題は、それを評価をした後にきちんと改善しているかどうかというのはポイントですので、そこについては課題かなと思えます。これは別の課の所掌になりますので、それ以上は申し上げられませんけれども、そういう状況になっています。ただ、コミュニティ・スクールという場合は、そこで熟議をします。評価が終わって、保護者とかに報告して、その場でこれは何なのかという議論もしますので、より深まるかなということで、御提案させていただきました。

○池本委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 では、松戸市さんいかがでしょう。

○市江課長補佐 本市としましても、放課後子供教室は居場所の一つとしては位置づけておりまして、委託先の株式会社だったり、そういった事業所が地域と連携してプログラムを実施している状況がございます。ふだんは、どちらかというと言書だったり宿題の場という形になっていまして、一体型のプログラムの実施につきましては、主に夏休みを利用して実施している状況です。

以上でございます。

○柏女委員長 池本委員、よろしいですか。

○池本委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 ほか、いかがでしょうか。あと、お一人、二人ぐらいどうでしょうか。

一体型をどういうふうに進めていくのか、課題を克服していくのにはどうすればいいのか、そうしたところの御意見も頂戴できればと思います。

金藤委員、お願いします。

○金藤委員 ありがとうございます。

今日、審議事項について、若干資料を提出させていただきました。それは、前半の一体型ということに関して述べさせていただいたものでございます。先ほど、文部科学省様からの関係資料の提示と御説明がありましたので、重なるところがありますので、お詫び申し上げます。

放課後支援の在り方については、初回の委員会で委員長の柏女先生が、地域全体で考えることが重要であるということをお指摘されております。大変重要な観点であると思っております。しかし、今までの議論でも、地域の方に参画していただくのはなかなか難しいということが出てきております。そういう中で、今日の文部科学省様から御説明があった、地域学校協働本部あるいは地域学校協働活動という取り組みや、それをコーディネーターの役を担う地域学校協働活動推進員という人材との連携協働ということが、その地域との連携を進めていくために極めて重要であると考えまして、この資料を出させていただきました。

1と2は、地域学校協働本部活動、そして、地域学校協働活動推進員について簡単にまとめたところでありますが、推進員につきましても、全国で現在もう既に3万人が配置されております。今後、こういった人々がより専門性を確保するために、「社会教育士」といった資格を取得することが望まれております。文部科学省で出された八王子市の事例においても、この地域学校協働活動推進員の方が社会教育士の資格を取ろうとしているというような実態もつかんでおります。こういった人材が、私は、放課後支援のプログラム・コーディネーターとしての役割を期待できる人材ではないかと考えております。そのためにも、こういった方々の専門性を上げることを推進して行っていただきたいと思っております。

3に示したコミュニティ・スクールは、先ほど御説明がありましたので、省略いたしますが、文部科学省でもおっしゃられたように、学校運営協議会に放課後児童クラブ関係者が入ることが今後ますます望まれるのではないかと思います。それによって学校関係者との相互理解が進み、ふだんからも連絡がしやすくなるといったメリットがあると思っております。

まだ「地域」という言葉がたくさん出てきておりますが、4番目には、住民の方はもちろんですけれども、関係する組織や機関、また、企業なども地域に含まれることを忘れてはならないと思っております。これも文部科学省の事業ですけれども、「土曜学習応援団」事業をなさっておられます。全国に今、894団体が賛同しておられて、子どもたちのために非常に質の高いプログラムを提供しております。そういったプログラムも、今後、放課後支援に積極的に生かす必要があると思っております。

5番目は、施設利用ということについて述べさせていただきました。先ほど文部科学省から余裕教室の利用が難しいという調査が浮かび上がっていることが説明されましたけれども、特別教室の一時的利用は今後可能性があると思っております。ただし、その施設の利用促進に当たりましては、管理責任を明確化することがとても重要だと思います。例えば、児童クラブが一時的に使用する際には、市町村の福祉部局が責任を持って教室の開閉や、教材・教具の管理に当たるなど、管理責任の明確化が重要だと思っております。

以上が資料の説明と意見となります。少し長くなりました。お詫び申し上げます。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。とても貴重な御意見を頂戴しております。全体を生かしていきたいと思えます。

ありがとうございます。

次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

松戸市さん、本当にありがとうございました。私の個人的な意見ですけれども、課題のところで、プログラムに参加しない児童の対応に苦慮するということがございました。まさに一番放課後児童クラブが生活の場として考えていくときに一番大事にしなければいけないのは、このプログラムに参加しないこどもたち、そのこどもたちの生活を守ることが放課後児童クラブが果たすべき使命なのかなと思って、そこが一体型を進めていく際に注意しなければいけない点なのかなというようなことを思ってお聞かせいただきました。

また、実態との乖離がちょっと池本委員の御質問の中にもありましたが、その辺などもちょっと考えていかなければ、一体化を進めていくに当たっては考えていかなければいけないポイントになるのかなと思いつながらお聞きしておりました。

松戸市さん、本当にありがとうございました。

それでは、続きまして、インクルージョンのほうに移っていきたく思います。同じような形で事務局から御説明をしていただいて、その上で、調布市さんから、鈴木委員もいらっしゃいますけれども、御発言をいただいて、御質問の時間、そして、議論の時間という流れで進めていきたく思います。

それでは、最後に、また、御質問・御意見があるかもしれないので、松戸市さん、お差し支えなければ残っていただいて、お聞きいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(松戸市村上課長、市江課長補佐首肯)

○柏女委員長 よろしくお願いたします。

それでは、まず最初に、議事の3「インクルージョンの推進について」ですが、先ほどと同様の進行とさせていただきますので、まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

○里平課長 子育て支援課長の里平です。

資料4「インクルージョンの推進について」御説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。放課後児童クラブにおける障害児の受入れの状況に

なります。

全国の障害児の受入れ状況と併せて、実施状況調査の結果について幾つか数字を記載しております。赤字でありますとおり、年々、児童数の受入れ割合は増加傾向にありますが、令和3年5月1日現在、全クラブの約6割に当たる1万5664か所の放課後児童クラブで、5万93人の障害児を受け入れております。クラブごとの受入れ人数を見ますと、1～2名を受け入れているクラブ数が約半数ですが、5人以上受け入れているクラブも約2割ございます。また、受入れに当たっては、大半のクラブで障害児定員を特別に設けていないということになっております。

3ページを御覧ください。放課後児童クラブにおける障害児の受け入れに対する補助金についてまとめております。

令和4年度より、下線部分について拡充いたしました。受け入れに当たって、専門的知識等を有する方を1名配置できるようにするとともに、①のとおり、受入れ人数に応じた3段階の加配、また、②において、医療的ケア児の対応への加算を加える補助を行っています。

また、一番右側になりますが、人員面だけではなく、障害児を受け入れるための必要な改修・修繕等について補助を行っています。

4ページを御覧ください。続きまして、放課後児童クラブにおける障害のあるこどもへの対応についてです。

放課後児童クラブの運営指針において考え方を示しております。障害のあるこどもについても、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めることとし、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方を基にした育成支援のあり方をお示ししております。

5ページでございます。こちらは関係する法令についてまとめておりますので、適宜、御参照いただきますようお願いいたします。

なお、障害児や医療的ケア児の受入れ状況に関する調査研究を今年度より並行して行っておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。

○柏女委員長 参考資料の3はいかがでしょうか。障害児支援についてです。

○阿南専門官 これは、説明はないです。

○柏女委員長 特にないのですか。分かりました。

参考資料3に「障害児支援について」の説明のペーパーが障害児支援室から出されているのかもしれませんが、それがありますので、併せて、御参考にさせていただければと思います。

それでは、続きまして、お待たせをいたしました。東京都調布市での取組から御意見を伺ってまいりたいと思います。

委員からは、東京都調布市の鈴木（克）委員、ならびに、参考人として調布市ゆずのき学童クラブ中島様にお越しいただいておりますので、御説明をいただければと思います。合わせて15分ぐらいでお願いをしたいと思います。

では、よろしくお願ひいたします。

○鈴木（克）委員 調布市の児童青少年課の鈴木でございます。

それでは、私どもの御説明をこの場をお借りして御紹介させていただきたいと思ひます。

まず、皆様方には資料はお渡しさせていただいておりますけれども、資料には記載していませんが、調布市の紹介です。人口は9月1日現在23万8,931人、今現在、市内学童クラブは42施設ございます。小学校は市内に20校あります。5月1日現在になりますけれども、小学生の児童数は1万1398人、9月1日現在の学童クラブの在籍児童数は。

○柏女委員長 すみません。音声が届切れるので、事務局から。

○阿南専門官 申し訳ございません。音声ほとんど聞こえておりませんので、最初からお願ひできますか。

○鈴木（克）委員 承知しました。先ほどから、こちらの電波の状況が悪く申しわけないです。頭から始めさせていただきます。

調布市の学童クラブの障害児の受け入れについて御紹介します。調布市の状況については、令和4年9月1日現在の人口は、23万8931人です。小学校は市内に20校ございます。学童クラブは42施設ございまして、在籍児童数は9月1日現在で2,377人おります。ちなみに、小学生の児童数は、5月1日現在で1万1398人になります。

それでは、提出いたしました資料につきまして、1ページになります。目次を御覧いただければと思います。「1. 障害児の受け入れについて」、「2. ゆずのき学童クラブについて」につきましては、私から説明させていただきますが、「3. ゆずのき学童クラブ施設長による学童クラブ運営状況報告」については、先ほど御紹介いただきました、日々子どもたちと接して、我々も信頼させていただいております統括施設長の中島から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2ページをお願ひいたします。調布市の障害児の受け入れについて、説明いたします。

初めに、受け入れ状況について説明します。市内の42学童クラブでは、1施設での障害児の受け入れ定員は3通りございます。まず通常になりますけれども、4人という枠の中でやっております。こちらは、市内の42施設の中では27施設ございます。そして、もう一つ、定員の多い第1・第2がある学童クラブにつきましては6人。そして、最後に、障害児の方々が多く利用されているゆずのき学童クラブにつきましては、15人の枠を取っております。

現在、42施設中20の学童クラブで計48人が在籍しています。障害児の受け入れに当たっては、学童クラブ担当職員に加え、原則、障害児1人につき臨時職員を1人配置し、日々の集団生活の中で障害児が安全に安心して過ごせるよう支援しています。

続きまして、3ページをお願いいたします。

次に、障害児が学童クラブを申請してから入会までの流れについて、説明させていただきます。まずは、次年度の申込について、障害児は健常児の入会申請とは別に、先行で申込を受付しております。次に、保護者と児童と一緒に学童クラブに来ていただき、学童クラブ職員が児童の状況や家庭の状況などを聞き取る親子面接を実施しています。次に、外部臨床心理士や学童クラブ施設長などをメンバーとした調布市学童クラブ障害児入会等審査会を設置し、親子面接の状況をもとに、学童クラブの入会可否を審査しております。障害児入会審査会において入会可と審査された場合、先ほど述べた各学童クラブで、障害児の定員内で学童クラブを決定します。定員を超えた場合は、指数が高い順に入会となります。

続きまして、4ページをお願いいたします。障害児の学童クラブ利用について、調布市児童青少年課において、心がけている取組を紹介させていただきます。

まず1つに、保護者や児童の状況・抱える問題については、まずは直接お話をさせていただき、理解を深め、信頼関係を築いております。もう一つは、入会に向けて、関係者調整あるいは提案し、保護者との情報共有を密にしています。この2点について特に心がけ、障害児の学童クラブ利用について不安を抱える保護者へ寄り添い、一人一人の障害特性に応じた支援を提供するとともに、障害児の保護者の就労支援につなげています。

続きまして、5ページをお願いいたします。

児童福祉法や障害者基本法の趣旨を踏まえ、重い障害がある児童についても、事業の利用はもとより、一人一人の障害特性に応じた支援を提供することが学童クラブ事業にも求められているものと認識しています。

特に重度の障害児の保護者の働きにくい状況を踏まえて、障害児の保護者の就労支援につなげていくことが必要です。

そのため、既存の学童クラブでは受け入れが困難な重度の障害児が利用できる学童クラブを、令和2年4月にゆずのき学童クラブを設置しました。こちらの学童クラブは、市内の学童クラブの運営や障害児への対応に実績のある事業者であります調布市社会福祉事業団にお願いしております。このゆずのき学童クラブの特徴といたしましては、既存の学童クラブでは受け入れが困難な重度の障害児の利用が可能で、車両送迎を基本的に行い、保護者の負担は1回につき300円となっております。また、他の学童クラブより障害児定員が多い点です。定員は全体で40人。健常児は25人の枠です。知的障害児の枠としては9人、身体障害児の枠としては5人となっております。

続きまして、6ページになります。ゆずのき学童クラブについて、概要を簡単に説明させていただきます。

このゆずのき学童クラブの開設に先立ちましては、NPO法人調布心身障害児・者親の会と意見交換を重ねてまいりました。「健常児と障害児が一緒に行う活動を可能な限り多くしてほしい」という要望を受けています。共生社会を構築していく上では、こどもの頃から、

健常児と障害児が交流する機会をつくり、日頃の活動の中でお互いを理解し合える環境が重要であると考えており、本学童クラブでも、これまでと同様、こどもたちが自由な時間を過ごす中で、児童の状況に応じながら、大人を介して健常児と一緒に遊ぶことや、班活動に参加するなど、健常児との交流を図ることとしています。

7ページをお願いいたします。こちらは施設の特徴です。

医務室やエレベーターのほか、スヌーズレンルームなど、既存の学童クラブにはない設備をそろえております。

以上、調布市の障害児の受け入れについて、ゆずのき学童クラブについて、説明させていただきました。

この後は、現実、毎日こどもたちと向き合っていております統括施設長の中島から、学童クラブの育成状況などについて説明をさせていただきます。

○中島施設長 よろしく申し上げます。中島です。

少し長いので、大分はしょっての説明になると思います。ご了承ください。

11ページです。現在、健常児27人、緊急定員2名含む、知的障害児6人、身体障害児1人、計34人が利用中です。来年度利用児童受け入れ予定です。

12ページです。青枠の部分が健常児枠、その右、赤枠が障害児枠となります。施設は開設3年目ですが、障害児の人数も在籍学校数も増えています。また、地域の小学校のみが対象である健常児枠で、発達障害児の利用が増えています。

13ページ。開設準備段階で、外部の団体との意見交換などにより、1階は健常児と身体障害児、2階が知的障害児が利用と、基本はフロアを分けてという計画でスタートしましたが、少ない職員で1階の育成支援をすることが難しいということ、障害児は少人数で行き詰まるということ、また、健常児と障害児が普段、一緒に過ごしていないので、お互いちょっとどぎまぎしてしまい、うまくいかないというようなことがあり、職員の中から意見が出ましたので、令和3年1月から、全員1階の育成室を主に過ごす場所として育成支援を開始しました。以後皆さん一緒に育成しております。

15ページ。障害児支援としては、インクルージョンの考え方を大切にしています。個別支援では、連絡帳を詳しく記入する。放デイ並みの個別支援計画書の作成、支援の留意点の作成などを実施しています。法人内の他の学童クラブの基本スタイルを尊重しつつ、必要な障害福祉サービスの要素を入れるようにしています。療育ではなく、遊びや生活を通して物や人への興味やコミュニケーションの幅を広げて、無理なく自分や周囲との折り合いがつくよう支援している状況です。

16ページです。個別支援は、多くの児童と同じステージで過ごすためのサポートですし、周囲が「ズルい」と思わないように留意しています。

17ページ。数時間で担当職員が交代することが多いので、支援に必要なグッズを入れたポーチを職員は携帯し、引き継ぐようにしています。

18ページ。「情報を自ら取りに行きスケジュールを確立」して欲しい健常児なども多く

いますので、全体のスケジュール提示は大まかに、それで把握が難しい児童には個別に分かるように案内という形をいろいろな場面で取るようにしています。もちろん全員に分かりやすくという場面もつくっています。

19ページについては、左側は、帰りの会のリーダーの児童が、全体に向けてお願いを視覚的に見せて、多くの児童ができるだけスムーズに行動を切り替えられるよう活用しています。右側はリーダーの司会台本でふりがな付きですので、障害児がリーダーをするとき以外でも、覚えるのが苦手な子や内気な子などにも心強い材料になっています。

20ページ。障害児のみに限らず、発達障害児や課題のある家庭の支援には、多くの関係機関との連携が必要です。市の児童青少年課は、入退会を初め、運営の多岐にわたり一貫して支援していただいています。運営の難しいゆずのき学童クラブのような事業では、このような関与は大変ありがたく、重要なことと考えています。

また、市内のほとんどの放課後等デイサービスが加盟する調布市福祉作業所等連絡会という団体があり、そちらに私どもも加盟し、情報交換や職員研修などを行っています。

21ページ。実のところ、発達障害児の支援についても、多くの課題を感じています。普通学級に通う発達障害のある子は、独りでいることを好むわけではなく、友達と関わりたいのに自ら関係を壊してしまい、イメージどおりにならない子も多いです。

22ページです。健常児について、特別な企画よりも、いろいろな状況の児童と日常的に場の共有をして、お互いの主張や譲歩をしながらともに過ごすことが何より大切と考えています。ただ、健常児の遊びの満足度などに課題も感じています。健常児もみんないろいろなことを考えながら生きていますから、彼らも必要なときに必要な支援を受けながら、ほかでは経験できない数年を過ごして、自然に多様性を受け入れられる人になっていってもらえればと考えています。

23ページ。説明の場では、障害児、健常児などと分けて呼んでいます。私たちにとっては違和感もなく、便宜上の区別でしかありません。ゆずのき学童クラブは、放課後等デイサービスと100%同じ支援はできません。また、学童クラブと100%同じことをすることもできません。でも、どちらの要素もある誰にでも優しい楽しい場でありたいと考えています。

24ページ以降は、日々の様子です。オレンジ色が障害児です。健常児は緑色です。ぜひ御覧いただければと思います。

28ページです。送迎については、学校、学年、行事などで下校時間が異なるため、体制を組むことに、日々大変苦慮しております。利用人数や学校数が増えると難しいです。自宅送迎は、複数の家庭の希望時間が近いことで調整が難しいです。

29ページです。医療的ケアについては、どこまで受け入れられるか、その都度検討が必要です。

30ページです。高学年の力の強い発達障害児や知的障害児と低学年の児童たちとの過ごし方の検討が必要です。また、ほかの学童クラブでは受け入れが難しい障害児も受け入れ

ておりますが、現状の中では、それぞれの子の過ごしやすさを考えた場合、障害の度合いについて、どこまで受け入れられるのか検討が必要だと思えます。この点については、長時間預かりが障害福祉サービスにも広がり、選択肢が増えるといいと思っています。職員の育成も課題です。送迎、医療的ケアについての課題はさきに触れたとおりです。

以上、駆け足でしたが、御清聴ありがとうございました。失礼します。

○鈴木（克）委員 すみません。電波の状況など、お聞き苦しい点があったことはお詫びいたします。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

いろいろと珍しい、新しい仕組みをおつくりになられて、試行錯誤されながらも実践をされていらっしゃる様子をお聞きして、大変感銘を受けました。ありがとうございます。

それでは、御質問があれば、まずはお受けさせていただいて、その後、討論に移っていききたいと思っております。どなたからでも結構です。

光真坊委員、お願いいたします。

○光真坊委員 ありがとうございます。全国児童発達支援協議会の光真坊でございます。

調布市さんの試みについては、私も非常に感銘を受けたところです。インクルージョンの試み、具体的には、ユニバーサルデザインと個別の合理的配慮のところですか。あと、地域協議会での連携や送迎の実施など、特別支援学校のお子さんなども利用できるようにされているところについては、非常にそうだなと思えました。

私からは4点ほど質問させていただきます。

1つ目は、障がいのあるこどもの受入定員があるとお聞きしましたが、4人までとか6人までとか、そういうふうに障害のある子の受け入れ枠を決めることによって、利用しやすくなる半面、待機も増えるのではないかと思います。現在の待機の状況はどのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。

2つ目は、職員の配置はどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。これだけしっかりと支援されているので、多分ある程度専門性の高い人が配置されているのではないかと、もしくは専門家のアドバイスを受けながらやっているのではないかと思いましたが、職員の配置状況、具体的には専門職配置があるのか、また、加配職員は付添いではなくある程度資格を有している方がされているのかについて、人数的なものも含めて教えてくださいたいと思います。

3つ目には、学校との連携についてです。関係機関のところには、児童青少年課と書いてありますが、教育委員会とか特別支援学校、特別支援教育コーディネーターとのつながりがどういうふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。

4つ目、最後ですが、今回のご報告の受入は小学校までだと思いますが、中学校以降も障害のある方には支援が必要なため、放課後等デイサービスへの移行とか、私が先日見学させていただいたところは、児童館と一緒にあって、中学校以降は児童館でそのまま

継続して受け入れておられました。調布市では中学校以降の移行に当たってのつなぎの支援をどうされているのかをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○柏女委員長 調布市さん、お願いできますでしょうか。

○鈴木（克）委員 調布市です。今いただきました4点の御質問について、お答えさせていただきます。

まず定員の枠ということで、4人、6人ということで設けさせていただいておりますけれども、現在、待機をしている障害児の方々はおりません。今後の推移もありますが、保留児が出ている状況では今のところございません。

職員の配置につきましては、原則、障害児1人につき職員を1人配置している状況です。資格につきましては、原則は放課後児童支援員という資格を持っていながらも、我々、年2回、発達障害の関係とか、あるいはそういったアセスメントについての研修を行っておりますので、専門的な知識を踏まえながら対応していただいている状況でございます。

3つ目にいただきました学校との連携ですけれども、こちらにつきましては、各学童クラブ、各学校との連携は必ず必要になってきております。現場では、そういった特別支援学級があるところと連携を取り、情報交換をさせていただきながら、学童の運営をさせていただいております。

4つ目につきましては、中島から説明させていただきます。

○中島施設長 私どもも、受託法人として調布市社会福祉事業団ですが、今の御利用者が小学校を卒業した後も、長時間預かりの放課後のサービスが必要と考えております。一度は当法人で長時間預かりの放課後等デイサービスを市の他の課と、補助金等をいただく形で実施できないかと検討してきた部分もあるのですが、うちの法人自体が、今後、子ども関係の事業でも、障害関係の事業でも、いくつもの新規開設や受託の事業展開の予定がありますので、これを入れ込むことがなかなか難しい状況にあり、今のところ、うちを御利用の障害児さん一人一人の小学校卒業後の放課後の過ごし方について、担当ケースワーカーさんなどと相談しながら、行き場がないということがないように支援していきたいと考えております。また、市内の放課後等デイサービスさんで実現可能かどうか、相談させていただきたいと思っております。

また、先ほどの職員についてですが、正規職員は社会福祉士、教員、保育士など何らかの資格は必ず持っているのですが、多くの臨時職員さんについては、ほとんど福祉の仕事は初めてという方です。正直、長く障害児サービスをやってきた中では、福祉の仕事が初めての人に担当させるのは難しいのではというケースもありますが、そこは多めに正規職員を配置していただいているので、オン・ザ・ジョブ・トレーニングや法人やと市の研修と併せて事業所内部で研修をし、育てながらやっているというところがございます。

以上です。

○柏女委員長 よろしいですか、光真坊さん。

○光真坊委員 ありがとうございます。

多分、チームで支援されているのだらうと、環境づくりなどを見て感じました。

ありがとうございました。

○柏女委員長 その他はいかがでしょう。

植木さん、お願いします。

○植木委員 植木でございます。事業団の中島様に1つ、それから、厚生労働省に1つ質問です。

まず事業団では、放デイに準拠した個別支援計画を作成しているということでした。これは相当専門性が高い出来事だと思います。これはいわゆる放課後児童支援員が研修等によって専門性を高めたことからできることなのか、それとも同一法人内の障害児支援の事業所から異動等でもともとそうした力量を持った方が異動して担当されているのか。そのあたりの背景をお聞きしたいと思います。

それから、厚生労働省に対しては、同様に、障害者の受け入れに伴う補助事業のところで、専門的知識等を有する放課後児童支援員をどう配置等を図るか。一般的な認定資格研修では、専門的知識等を有するという事はなかなか困難だろうと考えられますので、このあたりの専門的知識を有するという事は、どのような養成を受けたマンパワー、あるいはどのようなマンパワーを想定しているのかということをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○柏女委員長 では、調布市さんお願いいたします。

○中島施設長 中島です。

正規職員が6人と私を入れた7人中で、長く障害福祉サービスの事業所で働いていた職員が4人おり、その人たちは個別支援計画をつくり慣れていますから、そこからまず始めて、今年度は個別支援計画作成開始2年目ですけれども、今年は学童クラブで長く働いてきた職員、それから、新採用の職員などにもお伝えしながら、分担して作成しました。モニタリングは年に1回の実施でやっております。

以上です。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、厚生労働省さんお願いします。

○里平課長 資料の4ページの②のところですが、医療的ケア児に対する支援ということで、アのところを見ていただきますと、医療的ケア児を受け入れるための必要な看護師等の配置ということで看護師等の配置ができるということと。

それから、職員がたん吸引等の実習をするための研修を実行するための代替職員とかそういうものと、もう一つ、今年度より、イで、医療的ケア児を受け入れるための必要となる付添い等送迎や病院への付添い等に対する支援という形で支援をしております。

よろしいでしょうか。

○柏女委員長 植木さん、重ねて。

○植木委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 ほかの方、いかがでしょうか。

安部委員と水野委員。安部委員が先で、引き続いて、水野委員お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。

調布市さんと事業団さんに質問があります。今の植木委員の質問とも関連するのですが、スーパービジョンというのは市の仕組みとしてあるのか。それとも、事業団の中でやっていらっしゃるか、ないのか、そのあたりを教えてください。

○柏女委員長 調布市さん、お願いします。

○鈴木（克）委員 今のところ、市では、スーパービジョンの仕組みはありませんが、先ほど施設長の中島からもありましたけれども、課題というところが大きく見えているところがございますので、そういうところは前広に取り組む必要があると考えています。

中島からも説明させていただきます。

○中島施設長 事業団内においては、私が部下にスーパービジョンを行うこともあります。あとは、市の子ども発達センターに施設訪問事業があつて、希望すれば、そこで心理士さんなどが巡回してくれますので、そこで御利用者の支援方法などについては相談しております。また、学童クラブの中にも、市の心理士さんが来てくれるシステムがありますので、それらを活用しているのが現状でございます。

○安部委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 では、水野委員お願いします。

○水野委員 水野と申します。よろしくお願ひいたします。

放課後デイさんとの連携についてお聞きしたいと思っております。こちらの加盟している児童部会というのがあるという記載がありますけれども、これほどのような会合があつて、連携されているのか。また、通常、毎日ここではなくて、放課後デイに通うという日もあるかと思ひます。また、こちらから放課後デイのほうに行くとか、そういうこともあろうかと思ひますので、連携の内容、仕方ですね、そちらについてお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○中島施設長 放課後等デイサービスさんについては、市内の20くらいの事業所があるのですが、ほとんどがそこに書かれている団体に加盟していますので、うちも加盟し、2か月に一度会議があります。直近だと、特別支援学校の駐車場がとても狭いので、送迎の順番をどうするとか、そういった具体的な話をしておりましたが、そちらの力をお借りして私どもも駐車場をお借りできたりする部分もあつたり、あとは、御利用者への支援の難しいケースについての意見交換や放デイの職員さんが1日うちに体験実習に来たり、うちの職員が放デイさんに体験実習に行ったりとかしています。顔なじみの方もとても多いです。そのため、うちの学童クラブの御利用者が市内の他の放デイさんに通っている場合、会議で会ったときに、その職員さんと利用者の状況を少し交換し合つたりとか、電話でも簡単にちょっと相談ができたりとか、もし、もっと必要であれば、ほかの関係機関も入れてカンファレンスを行うなどが割と気楽にできるような関係にあるかなと思ひます。

以上です。

○水野委員 ありがとうございます。

すみません、そのあたりについては、事前にもうつながりがあったからうまくいったのか、また、今回こういうことで立ち上がって連携を深めていったのか。もう一点お願いします。

○中島施設長 私どもの法人の障害福祉サービスの多くの事業所が作業所等連絡会には加盟しており、私も以前の職場でずっと加盟をしていましたので、その関係で加盟もハードルが高くないというか、そのままのなじみでおつき合いできているところがあります。

連絡会の研修については、私も委員をしておりますので、施設交換研修もスムーズに進んだところがございます。

以上です。

○水野委員 ありがとうございます。

○柏女委員長 よろしいでしょうか。

非常に先駆的な取組だし、法人全体の力を生かした取組なので、ちょっと質問が続いておりますけれども、インクルージョン全体の推進についての御意見もありましたら、ぜひお願いをしたいと思います。時間の関係もありますので、よろしくをお願いします。

池本委員と光真坊委員、お願いいたします。池本さん先をお願いします。

○池本委員 今伺っていて、先ほどの前半では一体化ということで、学校の中で全部完結するような形を目指しているのに対して、障害のあるお子さんはまず特別支援学校から、また、学童に移動したりとか、またさらに、放課後デイにも移動するということで、一番大変な人がいっぱい移動を強いられているのだなということをお話をちょっと考えさせられました。

であれば、理想としては、海外であれば、そういう障害があっても、通常の学校に通える、そして、そこに学童があって、そして、そこに障害のあるお子さんも一緒に通えて、かつそこに放課後デイが併設されているような形があればいいのではないかなど、お話を伺いながら思っていたのですが。放課後デイなどをやろうとする事業者の方から、そういう施設は、場所を探すのも、貸したくないと言われて、場所探しにも非常に苦労されているというお話も伺ったところで、学校の中でそういったことを、放課後デイもそこにつけていくというような方向は考えられないのかなど、ちょっと感想なのですが、調布市さんか、あるいは厚生労働省さんで何かありましたら、教えていただければと思います。

○柏女委員長 貴重な御意見ありましたが、どうですか。実情を把握していますか。

○里平課長 障害福祉課の方ではいかがでしょうか。

○柏女委員長 障害福祉課の方はいらっしゃいますか。

実情を把握していらっしゃいますか。例えば放デイと放課後児童クラブが同じ事業所でやられているような事例とか、そういうのを含めて実態を把握されていらっしゃるかどうか。あるいは、今の池本委員の御発言に対する御意見などがありましたら、お願いしたい

と思います。

○栗原室長 厚生労働省の障害児発達障害者支援室長の栗原です。

実態に関しては、すみません、エピソードベースでしか把握しておりませんで、例えば特別支援学校に放デイがついていたりとか、あとは、放課後児童クラブと放デイを一緒にやられている事業者さんがいるのは承知しております、私どもでは現場を見させていただいたりして勉強している最中ですが、すみません、網羅的に全国どれぐらいあるかとかというのは把握しておりません。

今の流れのお話の少しコメント的なものとしては、インクルージョンを進めるのは大切だと思っていますので、今お話あったような一般の学級で、放課後児童クラブで障害児も受け入れるというのは、本当にそれはインクルージョンの最終形だとは思いますが、今、日本の中でもそれぞれ障害児をより支援していこうという観点からやっている部分もございますので、いかにそれをインクルージョンの視点も入れながら、しっかり支援をしていくということは大切だと思っていますので、引き続き、取り組んでいきたいと思っています。

ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

今、保育所と児童発達支援の事業所も一緒にやれるように、職員の兼務等々をやっていくような仕組みができましたけれども、これも放デイと放課後児童クラブはちょっと種類が違うので難しさもあるかもしれませんが、それを並行的に利用できるような仕組みをつくっていくようなことも併せて考えていけるのかなということをちょっと思いました。

ありがとうございます。

光真坊委員、お願いします。

○光真坊委員 光真坊です。2回目で申し訳ないです。

先ほどの件ですね。専門性の共有は非常に大事な観点だと思います。多分、地域の中には障害児支援が得意な事業所がありますから、そういうところと連携して面で支えていくという観点をぜひ取り入れていただくのが良いのかなと思います。

自立支援協議会のこども部会に、放課後児童クラブを呼んでいるところもあると聞いております。そのように障害児支援の枠組みの中に一般施策の方も入っていきながらつながっていくというのは、今回の事例もそうだったと思いますけれども、すごくいい観点だなと個人的に思ったところです。

先ほど出ていましたが、放デイが併設している児童クラブはどれぐらいあるのか、また、保育所等訪問支援で放課後児童クラブ等に行っているのはどれぐらいあるのかについては、今まで実態として明らかになっておりません。そのため、使い勝手の良し悪しを含めて実態を把握していく中で、もし課題があれば、それを改善していくのもいいのかなと思いました。

次に、誰に質問していいのかわかりませんが、調布市さんがいいと思いますが、「放課

後児童クラブは障害のある方も利用できますよ」といったインフォメーションを障害のあるこどもの家庭向けに積極的にされているのかどうか。現在は、どちらかというとなら放課後児童クラブよりも放デイを探す保護者の方が圧倒的に多くて、放課後児童クラブが選択肢の中になかなか入りづらいのではないかと考えています。また、「利用できますよ」と伝えるときには、加えて、「環境が整っていますよ」とか、「支援体制がどれだけ整っていますよ」ということを併せてお伝えしないと、利用できるかどうかを伝えるだけでは保護者の方々は放課後児童クラブを選択肢に入れにくいと思いますので、その点はどのような形でアナウンスしているのか。もしくは、今後どうしていくと良いと思っていられるのかを聞いてみたいです。

もう一つは、放課後児童クラブ等に在籍する支援を必要とするこどもの実態についてです。児童福祉法の「障害児」の定義は、障害者手帳を持っていなくても、また診断がなくて支援が必要であれば対象にできるとなっているものの、実際の自治体の基準では、障害者手帳を持っている、もしくは特別児童扶養手当をもらっているなどの「障害」が確定したお子さんを障害児受入促進事業の対象にしているのではないかと考えています。しかし、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%いるという平成24年の文部科学省調査の結果が示すように、実際の放課後児童クラブの現場には障害は明らかになっていないけれども、支援が必要だと感じるこどもたちは恐らくいっぱいいて、実はこのようなこどもたちへの対応に相当苦勞されているという話は聞いているところです。障害が明らかになり、幼少期から療育または特別支援教育をしっかりと受けているこどもであれば、それほど対応に苦慮しない場合も多いのですが、障害児支援の対象になっていないこどもたちへの対応についても、今後考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

では、1点目については、調布市さんいかがでしょう。

○鈴木（克）委員 調布市の鈴木でございます。

まず、そういった情報の提供に関しましては、毎年必ず、学童の入会案内は市の保育園にさせていただいております。特に我々は障害児の受付については先行で、健常児より行っていくという意味では、丁寧に御説明させていただいているのと。

もう一つは、障害児・者親の会と常にコンタクトを取らせていただき、特に令和2年4月に開設したゆずのき学童クラブについては、いろいろ情報交換をさせていただいております。最近では来週に予定しておりますけれども、今の育成状況などもキャッチボールしましょうというところで、意見交換をする場をつくらせていただいております。

そういったところで常に発信はさせていただいているのかなと考えております。

何か補足とかありますか。

○中島施設長 大丈夫です。

○鈴木（克）委員 今の情報提供については、以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

○鈴木（克）委員 発達障害や、配慮が必要な児童の育成については、我々の調布市でも非常に大きな課題ではあります。ゆずのき学童クラブにおいても、重度の障害児の受け入れは行っていますが、配慮が必要な児童については、施設長もいろいろと経験がありますので、その辺のお話を少ししていただければと思います。

○中島施設長 先ほども申し上げましたが、お友達と関わりたいのに、自ら関係を壊してしまうことが少なくない、という点などの仲立ちというのが本当に難しいと思っています。

先ほどおっしゃっていたとおり、支援学校や支援学級のお子さんは、何年か学校に通う中で、やりとりなどのトレーニングをすごくされてきたり、一人でいることも苦にならない子も多かったでするので、その間への入り方が違うので、それでも、障害児支援のスキルは、発達障害児へも健常児へも応用できるものですので、過ごしやすさへはすごく貢献すると思っているので、難しいと感じつつも支援しています。障害の有無とかも最近分からなくなってきてしまって、必要なことを必要な時に必要な子にするだけみたいな感じにもなってきて、なかなかそこが不思議な感じがあります。

以上です。

○柏女委員長 光真坊委員、よろしいですか。

今の御意見はとても大事な視点だと思いますので、意見の中に含めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

事務局からお願いします。

○里平課長 委員から言われた、要するに、発達障害のおそれのあるこどもさんとか、それは確かに我々も承知してしまして、障害児と認定されているこどもさんより、逆に、発達のおそれがある方のほうが対応が難しいということもありまして、私どもでは柔軟に受け入れるようにという形で一応職員の加配といいますか、先ほど説明しましたが、実際には1～2名がほとんどで、5名以上預かっているのは非常に少ないというのがありますが、そういう意味でも9名まで受け入れられるように、できる限り職員の加配ができるような仕組みを、今、私どもでもとっている状況でございます。これは実際には市町村でどういうふうな取り組みをするかという問題ではありますが、その辺は今後ともよく検討していかなければいけない問題だと考えております。

○柏女委員長 ありがとうございます。

厚生労働省では、比較的柔軟に対応ができるような方法を取っているということでした。

ほかはいかがでしょう。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 すみません、最後に。

今、放課後児童クラブとか子供教室のお話がありましたけれども、児童館という居場所につきましても、0歳～18歳、先ほどのクラブを卒業、卒会した障害を持ったお子さんに

関しては、児童館の中に併設で放課後児童クラブ、学童クラブがありますと、継続的に18歳まで児童館は利用できます。児童館という場所で同じような職員、見ていた職員たちに見守られながら、中学・高校と過ごすお子さんも多々いらっしゃいます。そういう意味では放課後児童の部分では、児童館というところの位置づけもぜひ入れていただけるとありがたいなと思っております。

以上です。

○柏女委員長　そうですね。児童館がインクルージョンに果たすべき役割は非常に大きいですね。ぜひ、それは活性化させていったり、広げていく必要があるかなと思いました。ありがとうございます。

どなたかまだいらっしゃれば。そろそろ時間になりますけれども、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

これで、調布市さんからの話題提供については、あるいは、それに基づくインクルージョンの推進に関しての議論を終了とさせていただきたいと思えます。

松戸市さん、調布市さん、本当にありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、「その他」ということで、事務局からお願いをしたいと思えます。

○里平課長　2点ございます。1つ目は、前回、何人かの委員の方から、当事者であるこどもの意見聴取について御意見をいただきました。

つきましては、8月のオンラインにおいて、児童館のこどもたちの会議を開きました。その結果について、ワーキングで御報告しております。

2つ目でございます。資料5としまして、前回までの意見をいただきました内容について整理したものを配付しております。委員の先生方から御意見をいただけたらと思えます。

以上でございます。

○柏女委員長　ありがとうございました。

1点目は、報告ということで承知して、次回に、児童館ワーキングのことも踏まえた議論があるようですので、そこで、また、結果などをお知らせいただければと思えます。

2つ目は、お手元に資料5として届いております。

皆様、どうでしょう。もう時間が来ておりますけれども、追加で何か御意見ございましたら、全体を通じて結構ですので、一、二あればと思えますが。

よろしいですか。時間を縛ってしまって申し訳なかったのですが、時間が限られておりましたので、今、事務局とも調整したのですが、もし追加の御意見がありましたら、メール等で結構ですので、1週間以内に事務局までお知らせをいただければと思えます。事務局では、その頂戴した御意見も、今日いただいた御意見と合わせて整理の中に含めさせていただきたいと思えますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、予定していた議事は以上ですので、次回について、事務局からお願いをしたいと思えます。

○里平課長 御議論ありがとうございました。

次回の日程につきましては、現在調整中でございますが、12月を予定しております。議題としましては、先ほど柏女委員長が言われましたように、児童館ワーキンググループの報告、並びに取りまとめに向けての議論等を予定しております。

以上でございます。

○柏女委員長 ありがとうございます。

児童館ワーキングの報告の後、全体の取りまとめの素案というか骨子というか、その辺についての御提示を事務局でしていただいて、御議論を進めていくという形になるかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

全体を通じて、委員の方から何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、今日の専門委員会、これで終了とさせていただきます。

松戸市さん、調布市さん、本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第13回「放課後児童対策に関する専門委員会」を終了とさせていただきます。ありがとうございました。